

# 官報

号外 昭和三十一年五月二十五日

## 参議院會議録第五十三号

昭和三十一年五月二十五日(金曜日)午後一時三十分開議

### 議事日程 第五十三号

昭和三十一年五月二十五日  
午前十時開議

第一 千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めの件(衆議院送付)

第二 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(衆議院送付)

第三 会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 特定物資輸入臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

第七 建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

第八 建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

第九 建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

第十 建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

第十一 建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

第十二 建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

大蔵委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 木村篤太郎君  
同 哲二君  
同 酒井 利雄君

通商委員 木村篤太郎君  
同 哲二君  
同 酒井 利雄君

建設委員 木村篤太郎君  
同 哲二君  
同 酒井 利雄君

内閣委員 木村篤太郎君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

建設委員 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

内閣委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

建設委員 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

内閣委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

建設委員 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

内閣委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

建設委員 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

内閣委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

外四十七件の請願は、即日これを内閣に送付した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に木内良胤君及び久保田万太郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から左の報告書を受領した。昭和三十年度第二・四半期における国庫の状況報告書

同日各委員において当選した理事は左の通りである。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

同日本院は、即日これを文教委員会に付託した。

大蔵委員 大矢半次郎君  
同 小西 英雄君  
同 成瀬 輪治君  
同 小松 正雄君  
同 岡 三郎君

農林水産委員 須藤 五郎君  
同 酒井 利雄君  
同 小野 義夫君  
同 栗山 良夫君  
同 岸 良一君

通商委員 栗山 良夫君  
同 岸 良一君  
同 酒井 利雄君  
同 斎藤 昇君

建設委員 酒井 利雄君  
同 斎藤 昇君

内閣委員 須藤 五郎君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

建設委員 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

内閣委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

建設委員 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

内閣委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

建設委員 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

内閣委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君

通商委員 高橋 衛君  
同 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

建設委員 松野 鶴平君  
同 大矢半次郎君

内閣委員 大矢半次郎君  
同 松野 鶴平君  
同 酒井 利雄君  
同 哲二君  
同 高橋 衛君

条を改正する議定書の締結について承認を求めの件議決報告書

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件議決報告書

建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

建設業法の一部を改正する法律案(委員長報告)

昭和三十一年五月二十五日 参議院會議録第五十三号 議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

昭和三十一年五月二十五日 参議院會議録第五十三号

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を修正する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

七五六

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長梶原茂嘉君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年五月八日

参議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔参照〕

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」といふ)第三条を修正することを希望して、同条後段を、この農産物の贈与の総計は、商品金融会社(コモディティ・クレディット・コーポレーション)建値で千五百萬合衆国ドル(一五、〇〇〇、〇〇〇ドル)の小麦及び脱脂粉乳をこえないものとする。に改めることに同意した。

この議定書は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの議定書を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。この議定書に定めるものを除くほか、この議定書のいかなる規定も、協定の規定を修正し又はこれに影響を及ぼすものと解してはならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府により正当に委任を受け、この議定書に署名した。  
千九百五十六年二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために  
重光葵(署名)  
アメリカ合衆国のために  
ジョン・M・アリソン(署名)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕  
農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年五月八日

参議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔参照〕

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定  
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

アメリカ合衆国による同国の改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に関する法律の規定に基き同国の農産物の販売及び日本国によるその購入から生ずる相互の利益を考慮し、また、

前記の購入から生ずる資金を両国にとつて利益になる方法で利用すべきことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条

1 アメリカ合衆国の改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に関する法律第一章の規定に従い、アメリカ合衆国政府は、六千五百八十萬合衆国ドル(六五、八〇〇、〇〇〇ドル)の額の同国の農産物について、千九百五十六年六月三十日に終る同国の現会計年度において与えられる購入

許可に基き購入が行われるための資金を支出することを約束し、日本国政府は、その購入を取り計らうことに同意する。この額は、アメリカ合衆国政府が資金を支出する限度まで輸送費の額を含むものとする。

2 売買される農産物及びアメリカ合衆国政府が購入許可を手える各農産物の価額の限度は、次のとおりである。

農産物	面額の限度 (単位百万合衆国ドル)
小麦	二七・三
大麦	四・八
とうもろこし	六・四
その他の飼料用穀物	一八・七
棉花	二・七
葉たばこ	五・九
海上輸送費(目録額)	六五・八

1 アメリカ合衆国政府は、第一条にいう購入のための必要な合衆国ドルを支出するための措置を執るものとする。日本国政府は、その合衆国ドルの支出の通告を受領したときは、又は相互間で合意するその他の方法により、アメリカ合衆国政府による合衆国ドルの支出額と等価額の日本円が、当該取引の支払として、日本銀行におけるアメリカ合衆国政府の特別勘定(以下「合衆国勘定」といふ)に積み立てられるための措置を執るものとする。

2 合衆国勘定に積み立てられる日本円は、複数為替相場が合法的に

設けられない限り、当該農産物の合衆国ドルによる販売価額(運賃及び諸掛のりち、アメリカ合衆国政府が払いもどし、又は資金を支出する部分を含み、海上運賃のりち、農産物が合衆国の旗を掲げる船舶に積載されなければならないという合衆国における要件の結果として生ずる超過の費用の額を除く)を、日本国政府が設定し、かつ、国際通貨基金との間で合意された日本円の平価で、アメリカ合衆国政府による合衆国ドルの支出の日に適用されているものによつて、換算した日本円とする。

第三条

1 この協定に基いて日本国が取得する農産物は、両政府が合意する場合を除くほか、日本国内で消費するものとする。日本国によるこれらの農産物の取得は、これらの又は同様の農産物をアメリカ合衆国に対する非友好国が入手する可能性を増大する結果をもたらしてはならない。

2 両政府は、この協定に基き農産物の販売が、世界市場における農産物価格を不当にくずし、アメリカ合衆国のこれらの農産物の通常の市場取引を排除し、又は世界の自由諸国間の貿易関係を実質的に害することがないように合理的な注意が払われるべきことを合意する。

3 両政府は、この協定を実施するに当り、民間の貿易経路をできる限り使用するよう努めるものとする。

第四条

1 アメリカ合衆国政府は、合衆国勸定に積み立てられた日本円の二十五パーセント(二五%)を、別段の合意がある場合を除くほか次に掲げる百分率で、次の目的のために使用するものとする。

(1) 共同防衛のための軍事上の装備、資材、施設及び役務の調達のため 四十九パーセント

(2) 他の国のための物品の購入及び役務の調達の資金に充てるため 三十三パーセント

(3) 合衆国の農産物の新たな市場を両国の利益になるように発展させることを助長するため 八パーセント

(4) 国際教育交換活動の資金に充てるため 八パーセント

(5) 日本国における合衆国の債務を支払うため 二パーセント

2 この条の規定に基づいてアメリカ合衆国政府が使用する日本円は、アメリカ合衆国政府が、その決定する方法及び優先順位により支出するものとする。ただし、アメリカ合衆国政府は、その支出金が日本国の経済に与える影響及び生ずるかもしれない日本国の利益との矛盾について妥当な考慮を払うものとする。

3 1の規定に基づくアメリカ合衆国政府の支出金で、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條及び附属書Eの規定の適用を受けるものは、同條及び同附属書に定める日本の関

税及び租税の免除及び払いもどしを許されるものとする。

第五条

1 第二条1に定める積立金の七十五パーセント(七五%)は、日本銀行を通じて合衆国ドルに交換することができるとし、日本銀行が合衆国ドルに交換するものとする。日本銀行は、その合衆国ドルを、アメリカ合衆国政府がワシントン輸出入銀行を通じて日本国政府に供与する借款に基づく支出として、日本国政府に貸記するものとする。日本国政府は、次の条件で供与されるこの借款を受諾することに同意する。

(1) 期間 千九百五十六年四月一日から始まる四十年

(2) 支払日 年二回の分割払とし、利子の最初の支払は、千九百五十九年十月一日に行い、元金の最初の支払は、千九百六十年四月一日に行うものとする。

(3) 元金及び利子の支払 合衆国ドルで行うものとする。

(4) 利子

(i) 率 一年につき三パーセント

(ii) 最初の三年間は、利子を附さない。

(3)及び(4)の規定にかかわらず、元金及び利子の支払は、いずれの支払日においても、日本国政府の単独の選択により日本円で行うことができるものとし、この支払の場合の利率は、一年につき四パーセントとする。アメリカ合衆国政府は、この規定

に基づいてアメリカ合衆国政府に支払われた日本円の使用計画に關しては、日本国の経済状態を考慮することに同意する。

(6) 借款のその他の細目及び手続並びに借款の変更は、日本国政府とアメリカ合衆国政府又はその機関たるワシントン輸出入銀行との間で相互に合意するものとする。

2 日本国政府は、前項に定める借款を、改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律第四百四條(1)の規定に合致する経済開発のため、合意された目的の範囲内で、随意に使用するものとする。

第六条

この協定の実施のため必要な細目取極は、両政府の間で合意されるものとする。

第七条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動に關するいかなる事項についても協議するものとする。

第八条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために正当に委任されたそれぞれの代表者は、この協定に署名した。

千九百五十六年二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

重光葵(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

交換公文

(アメリカ側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された農産物に關するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、アメリカ合衆国政府が、日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため、アメリカ合衆国の改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律第二章の規定に基づき、千九百五十六年及び千九百五十七年のアメリカ合衆国の会計年度において与えられる譲渡許可に従つて若干の農産物の贈与を日本国政府に対して行つて行われ、これを閣下に通報する光榮を有します。アメリカ合衆国政府は、その贈与が相互に受諾することができるものと了解いたします。

本使は、さらに、閣下が、前記のことを日本国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、昭和三十一年二月十日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本使は、本日署名された農産物に關するアメリカ合衆国と日本国との間の協定に關し、アメリカ合衆国政府が、日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため、アメリカ合衆国の改正後の千九百五十四年の農産物貿易の促進及び援助に關する法律第二章の規定に基づき、千九百五十六年及び千九百五十七年のアメリカ合衆国の会計年度において与えられる譲渡許可に従つて若干の農産物の贈与を日本国政府に対して行つて行われ、これを閣下に通報する光榮を有します。アメリカ合衆国政府は、その贈与が相互に受諾することができるものと了解いたします。

本使は、さらに、閣下が、前記のことを日本国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、さらに、日本国政府が前記の贈与を受け入れる用意を有すること及び同政府も前記の贈与が相互に受諾することができるものと了解することを申し述べ、光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

昭和三十一年二月十日

日本国外務大臣

重光葵(署名)

日本国駐在アメリカ合衆国特命全權大使

ジョン・M・アリンソン閣下

〔梶原茂雄君登壇、拍手〕

○梶原茂雄君 たいだいま議題となりました農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定について承認を求めるとの件及び千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるとの件につき、外務委員会におきます審議の経過並びに結果を報告いたします。

今回の農産物に関する日米間の協定は、昨年五月締結されました日米農産物協定に引き続く第二次のものでありまして、本件協定の趣旨及び仕組み等は、ほぼ第一次の場合と同様であります。内容において異なるところは、おおよそ次の諸点であります。すなわち、農産物の購入総額は六千五百八十万ドルであること、対象品目は小麦、小麦、綿花、葉タバコのほか、トウモロコシその他の飼料が加わり、米穀が除かれましたこと、積立円の使用率は、日本側が七五％、アメリカ側が二五％となったこと、日本側の使用分は、電源開発、農地開発及び生産性向上施設のほか、山林、畜産関係等に拡充せられたこと等でありました。また、学童等の給食のための農産物の贈与は協定からはずし、交換公文で定めることになったのであります。

次に、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の趣旨は、第一次協定第三条に規定せられておきます贈与農産物のうち、綿花の分を小麦及び粉乳に振りかえることに日米間の合意が成立いたしましたために、第三条を改正せんとするものであります。

委員会は、農林水産委員会との連合審査会を合せて五回にわたり両案件の審査を行なったのであります。質疑のおもなる事項は、第一次協定の場合に比べ、諸般の情勢は相当の変化を示しつつあり、特に外貨保有の状況に關連して、本協定の意義及び価値の検討、食糧のごとき消費物資の輸入は外貨をもつて行い、他面、輸出の増進により外貨を獲得するといふ、本来の建前が国際収支の実相を国民に認識せしむるゆえんであつて、長期の外国借款に依存する施策が果して適当か否かの点、食糧の代金を基礎とする外国借款と内國債政策との關係、第三次以降の協定に対する政府の方針並びに今後協定が打ち切られた場合における投資計画再編成の問題、わが國農業、特に葉タバコ耕作に与える影響の問題、学童の精神面に対して贈与農産物の及ぼす影響、贈与を政府みずから取り扱うことの適否等であり、これらの諸点及びその他につき活発な質疑が行われたのであります。詳細は會議録によつて御了承をお願いいたします。

委員会は、五月二十四日質疑を了し、討論に入りましたところ、羽生委員は社会党を代表して、「本協定は、わが國に積極的利益をもたらすものとは思われぬ、現在のわが國の外貨保有量からみて、食糧の輸入は商業ベースで行うことを妥當とする。長期低利のゆえをもつて安易に外国借款に依存することは、他に多額の対外債務もあり、国民負担の面も軽視し得ない。かつ本件協定による農産物の輸入は、零細なわが國農業を圧迫することは避け得ないところであり、しかも本件は、農産物の購入でありながら、一面軍事的関連性を持つものであることを見逃してはならない等の意見を述べ、反対せられ、須藤委員は、「産業開発の資金が必要であるとしても、他に道があるのであつて、本協定のごとき方法で高利のものを借りることは妥當ではない」と反対の見解を述べ、上林委員は、「わが國の農業経営の改善と輸出振興の見地よりして、葉タバコ耕作は重視せらるべきものである、葉タバコの輸入は、わが國のタバコ耕作に悪影響を与える、今後十分な留意を政府に要請する」との要望を付して賛成されました。

次に採決を行いましたところ、二件とも多数をもつて承認すべきものと議決いたしました次第であります。以上、報告いたします。(拍手)

○議長(松野謙平君) 両件に対し、討論の通告がございます。発言を許します。須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇〕

○須藤五郎君 たいだいま議題となつておる農産物協定並びに議定書の承認を求めるとの件に対し、反対の意見を述べたいと思つております。

まず第一は、日本農業に与える影響であります。この点に關しては、第一次協定の場合も、強く各議員諸君から指摘され、本院農林水産委員会の総意による申し入れが外務委員会に対し行われ、私ども外務委員会もまたこの趣旨に同意し、本壇上より、かつての石黒外務委員長から報告されたことは、記憶に新しいところであり、今さら多くを述べませんが、今回さらに第二回の協定を結ぶに至つた食糧の外国依存政策は、今年度における農業関係予算の大幅な削減、予算に現われている低米価政策、日本農業発展についての無策と相持つて、日本農業をさらに苦しめるものであることを指摘せざるを得ないのであります。実は今回アメリカから受け入れようとする余剰農産物、すなわち小麦、大麦、綿花、葉タバコ等のアメリカにおける在庫は八十八億ドル、すなわち二兆八千億円をこえる莫大な数量に上り、その倉庫代だけでも一日七、八十万ドル、すなわち一日二億五千万円以上かかつておるのであります。そして昨年はアメリカのペンソーン農務長官みずからセールスマンとして、ヨーロッパ行脚に出かけて行ったといふ、つまりアメリカがもてあまし切つておる農産物であります。政府は、本協定は外貨の節約になり、日本にきわめて有利であるといふが、調印をした昨年と異なり、外貨事情も好転しておる今日、食糧輸入がたとえ必要であるとしても、何を好んでヨーロッパ、アジアで非難的になつておるひもつき借款を行う必要があるのだろうか。食糧は世界的に買手市場であるから、必要ならば必要なものだけ、必要なときに安くよい品を、堂々と通常貿易ルートによつて買えばよいと思つておる。さらには日本綿製品に対するアメリカの不当な排斥に關して、政府みずから輸出の自粛をするなどといふ情ない態度をとることをやめて、これを積極的に解決し、アメリカからの輸入超過約三億二千万ドルという、昨年一カ年の実績にも現われているようなアメリカとの片貿易を、平等互惠に向つて改め、堂々と輸入するという積極的政策をとるべきだと思つておる。

本協定がアメリカの余り物の押し売りであることは、通産、大蔵各省が反対している十方俵の棉花、千五百トンの葉タバコに最もはつきり現われておりますが、この押し売りのみならず、アメリカの政策に他國を縛りつけるところのひもつきの役割こそがもっと重要であります。前にも述べたペンソーン農務長官は、U・S・ニューズ・アン・ワールド・リポート誌の昨年十月八日号で、はつきりこつておる。「私は食糧は一種の武器だと考えております。本協定においても、余り物の農産物を売つた代金で、米軍の宿舎建設、軍需物資の買付等を行うことを規定してあります。またこのアメリカ使用分の円資金の規定の中の一項、すなわち交換公文の中に詳しく述べられておる通りに、合衆国の農産物の販売の促進及び市場の調査のため、並びにこの問題に關する合衆国及び日本國の公務員及び事業家の交換訪問のため使用分が合意されております。日本の公務員が、アメリカの余剰農産物の市場開拓のお先棒をかつぐといふこの規定は、昨年の第一次協定審議の際も、本院外務委員会において、國家の体面に關する恥すべきこととして指摘され、重光外務大臣も、「まことに気がききませんこと」と答へたことは、速記録にはつきり残つておるのであります。ところがこの規定が、また今次協定にも入つておるのであるから、「氣

「がきません」では済まされぬことである。私は速記録を読み上げ、外相の誠意ある答弁を求めたところ、今度は、「よいことだと考えます」と前書を翻した次第であります。これが日本の外交を背負って立つ外務大臣の言葉でありましょか。どうしてもアメリカでパン製造その他の研究が必要ならば、日本の金で公務員を派遣すべきであります。

次に、余り物を買ったため、付録としてついでに贈り物について述べたいと思ふ。これは、たとえて言へば、ジャマールのおまけについて人形のようなもので、政府が感謝の念にたえないように扱っているのは、全くばかげたことである。この贈り物は、学校給食用の小麦と脱脂ミルクであります。昨年交渉のときには、この中に三百万ドル分の棉花が含まれることになっており、これで学童服百八十万着分が予定されていたのであります。アメリカ側は、アメリカの恩恵をたつぷり日本の児童、父兄に届せつけるために、全部完全に無料で配給し、製造費等は日本政府が受け持つことを最後まで強く要求したので、話がつかず、棉花三百万ドル分は小麦の方に回されたいきさつから見ても、アメリカが何をねらっておるか、はつきり見抜けるのであります。今次協定は、贈り物に関する日米往復書簡で、前回にはなかったこまかい取りきめを行なっております。これが今回の特徴であります。

このうちの一、二の例をあげましょ。第四項には、日本政府がこの利用について三月ごとにアメリカに報告する義務が定められ、第五項には、アメリカ側が給食の現場視察を行う権利を認め、さらにこの贈り物の積み出し、配給、利用等のありさまを日米合意で作る広報で報道することまで約束されております。このような約束を取りかすことは、明らかに内政干渉であります。特に児童に与える教育上の影響から見のがすことのできない規定であります。

私は外務委員会におきまして、特に清瀬文相の出席を求め、質問いたしましたところ、日ごろ平和憲法をマッカーサー憲法と呼び、いわゆる愛国心の鼓吹を叫び、反動教育二法案を押し通そうとしておる文相は、これに対して平然として、「何らおそれはありません。よいことでありませぬ」と答えておるのであります。全くあきれた次第でございます。外相といい、文相といい、日本国民としての誇りは、みじんも見られないのであります。私は、かかる自主性を喪失した協定、交換公文、書簡を、日本国民の名誉のために断じて認めることはできないのであります。

最後に、資金が必要であるからという政府の論拠に触れたいと思ふ。最近の国際情勢はどうでありましょか。ソビエト首脳のイギリス訪問、フランス首相、外相のモスクワ訪問が起り、その共同声明は、平和共存と貿易の拡大をうたっております。世界は大きく動いております。日本もまた日ソ漁業協定の調印を機に、日ソ国交正常化の第一歩を踏み出し、平和関係の樹立は目前に迫っております。そのよきな今日、インドその他が双手をあげて歓迎しておるひものつかない長期低利、年二分から二分五厘のソビエトの借款は、現実的に可能な問題となつてきておるのであります。このよきな方向は、日中、日ソの大幅な貿易拡大と同時に、日本経済の繁栄を約束するものであります。最近訪米したインドネシアのスカルノ大統領は、全米記者クラブの会合で、インドネシアは、アメリカ、中国、ソ連から援助の申し入れを受けておる。インドネシアは、いずれの国からでも援助を受けるが、自由をこれと引きかえることは絶対しないと、きっぱり言っております。この態度こそ、日本政府のとりべき態度ではないでしよか。私はこのことを強く政府に要望いたしまして、反対討論を終ります。

このうちの一、二の例をあげましょ。第四項には、日本政府がこの利用について三月ごとにアメリカに報告する義務が定められ、第五項には、アメリカ側が給食の現場視察を行う権利を認め、さらにこの贈り物の積み出し、配給、利用等のありさまを日米合意で作る広報で報道することまで約束されております。このような約束を取りかすことは、明らかに内政干渉であります。特に児童に与える教育上の影響から見のがすことのできない規定であります。

これより両件の採決をいたします。両件全部を問題に供します。委員長報告通り両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両件は承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十二年四月二十八日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

右  
国会に提出する。  
昭和三十二年四月二十八日  
内閣総理大臣 鳩山 一郎

第二十九条中「競争」を「一般の競争」に改め、同条に次の一項を加える。  
各省各庁の長は、前項の規定により一般の競争又は指名競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格の申出をした者を契約の相手方とするものとする。ただし、最低の価格の申出をした者を相手方とすべき契約のうち政令で定めるものについて、相手方とすべき者の申出に係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で価格の申出をした他の者のうち最低の価格の申出をした者を当該契約の相手方とすることができる。

附則  
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

〔阿崎眞一君登壇 拍手〕  
○阿崎眞一君 たいだいま議題となりました会計法の一部を改正する法律案に

ついて、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。現行の会計法によりますると、国が民間と契約をしようとする場合には、公告をして競争に付することが原則となつております。建設工事の請負についても競争入札を行い、最低の入札者と契約を結ぶこととなつておりますが、最低の非常に安い落札価格では、工事の完全な履行ができない場合があることも考えられますので、本案は、最低の入札価格では契約通りの工事が施行されないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、次順位のものも契約の相手方とすることができるようにしようとするものであります。

本案は、第二十二国会に議員提出で継続審査となつておりました建設業法の一部を改正する法律案とも密接な関係がありますので、建設委員会と連合審査会を開きまして慎重審議をいたしましたところ、その改正規定の適用を受ける建設工事の規模や、各省各庁の長が作成した予定価格と最低の入札価格に非常な差異があり、工事の完全な履行ができないと思われるおそれがあると認められる場合の基準等をどうするかにつきまされて質疑があり、特に建設業法の一部を改正する法律案に対しては、政府委員より、「予定価格の十分の八以下の入札は反対で無効とする同法律案の趣旨には反対であるが、この改正規定の運用により、契約された工事の完全な履行に相当役立つものと思ふ」との答弁がなされました。それらの詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

昭和三十二年五月二十五日 参議院会議録第五十三号 会計法の一部を改正する法律案

昭和三十二年五月二十五日 参議院会議録第五十三号 会計法の一部を改正する法律案

昭和三十一年五月二十五日 参議院會議録第五十三号 特定物資輸入臨時措置法案

質疑を終り、討論に入りましたところ、岡委員より、「この改正は一步前進であることは認めるが、契約担当職員や契約審査委員が、業者の働きかけに対し、公正な判断ができるかどうかとの疑問を持つ、むしろ多額の保証金または担保の徴収等の法規を確立して、不正の根絶を期すべきであり、これらの方法について、政府はさらに検討してほしい」旨の反対意見が述べられました。

採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。右、御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、特定物資輸入臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長三輪貞治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕  
特定物資輸入臨時措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十一年四月六日  
参議院議長 益谷 秀次  
衆議院議長 松野鶴平君

特定物資輸入臨時措置法案

特定物資輸入臨時措置法

(定義)

第一条 この法律において「特定物資」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)に基く輸入貿易管理令(昭和二十四年政令第四百十四号)の規定により輸入が制限されるため、本邦における需給の不均衡が著しく大となり、その輸入により通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると認められる物資であつて、政令で定めるものをいう。

(特別輸入利益の納付等)

第二条 特定物資の輸入について輸入貿易管理令第九条第一項の外貨資金の割当(以下単に「外貨資金の割当」という。)を受けた者は、政令で定めるところにより、その割当の申請の際におけるその者の輸入価額に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額と国内販売価額との差額の見積額(以下「特別輸入利益」という。)を政令で定める期日まで、に国庫に納付しなければならぬ。

(納付義務の免除)

第三条 通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が次の各号に掲げる事故により前条第一項の政令で定める期日まで当該特定物資の全部又は一部を輸入することができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その輸入することができないと認める特定物資の価額に、前条第一項の規定により納付すべき特別輸入利益の額の全部又は一部を免除することができ

(特別輸入利益の返還)

第四条 通商産業大臣は、次に掲げる場合は、政令で定めるところにより、第二条第二項の規定により提供された担保の全部又は一部をその提供をした者に返還しなればならない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

(納付義務の免除)

第三号 外国の輸出の制限又は禁止、外国の戦乱又は革命  
三 前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの  
(担保の返還等)

(特別輸入利益の返還)

第五号 通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が第二条第一項の規定による特別輸入利益の納付をした後において第三条各号に掲げる事故により当該割当に係る輸入貿易管理令第四条第一項の輸入の承認の有効期間内に当該特定物資の全部又は一部を輸入することができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その輸入することができないと認める特定物資の価額に、その者が納付した特別輸入利益の全部又は一部を返還することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

(特別輸入利益の返還)

第五号 通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が第二条第一項の規定による特別輸入利益の納付をした後において第三条各号に掲げる事故により当該割当に係る輸入貿易管理令第四条第一項の輸入の承認の有効期間内に当該特定物資の全部又は一部を輸入することができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その輸入することができないと認める特定物資の価額に、その者が納付した特別輸入利益の全部又は一部を返還することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
2 この法律は、施行の日から三年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その日前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者については、この法律は、その日以後も、なおその効力を有する。  
3 政府は、この法律の施行前に特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者から寄附金を受けることができる。  
4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二十四号の次に次の一号を加える。  
二十四の二 特定物資の特別輸入利益を徴収すること。

第八条中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 特定物資の特別輸入利益に関する事。

〔三輪貞治君登壇、拍手〕

○三輪貞治君 ただいま議題となりました特定物資輸入臨時措置法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、外国為替及び外国貿易管理法に基く輸入貿易管理令の規定によりまして、輸入数量が著しく制限されている物資、たとえばバナナ、パイナップル、カン詰、時計、スジコ等は、輸入数量がかなり制限されているために、国内における需給の不均衡が大きくなって、異常な利益を生じているのであります。このような異常な利益は、外貨資金の割当によつて、いわば反射的に生ずるものでありますから、この全部を関係業者に帰属させることは適当でないと思われま

す。従いまして、この利益の一部を特別輸入利益として国庫に納付させて有効に活用しようというのであります。

その内容のおもな点を申し上げますと、第一点は、異常な利益を生ずると認められる物資を政令で定め、これらの特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けたものは、その割当申請の際における特別輸入利益を一定の期日までに国庫に納付させるのであります。第二点は、外貨資金の割当を受け

たものは、特別輸入利益の納付の保証として担保を提供し、納付期日までに

特別輸入利益を納付しないときは、この担保をもって納付に充てるのであります。第三点は、特別輸入利益を納付したときは、担保を返還するのはもちろんであります。そのほかでも、外国の輸出制限、輸出禁止とか、戦乱、革命等のような不可抗力の事故のために輸入ができないときは、特別輸入利益の納付義務を免除するとともに、担保も返還することあります。第四点は、政府は、本法の施行前に特定物資の輸入外貨資金の割当を受けたものから寄付金を受けることができる点であります。なお、本法案は三年間の臨時措置にしております。

以上が本法案のおもな点でございますが、本法によって国庫に納付される特別輸入利益は、別に政府から提案されております特定物資納付金処理特別会計を通して産業投資特別会計に繰り入れられることになっております。

以上の内容の本法案につきまして、当委員会は慎重に審議を行なつたのであります。その質疑におきましては、特に輸入外貨資金の割当方法に対する政府の基本的態度、バナナ輸入に関する入札制度の可否、レモン等観光ホテル用品の外貨割当方法、農産物物資の輸入と国内産物の調運及び特定物資の範囲とその基準等がおもな点として論議されましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることいたします。

質疑を終了しまして討論に入りましたところ、高橋委員から自由民主党を代表して、本法案に賛成の意を表せられるとともに、「本法案によつてさしあたり予定されている特定物資は、バナナ、パイナップル、カン詰、時計、ス

ジコの四品目とのことであるが、これ以外にも該当する物資があるから、通商協定等の特別の事情のあるものを除いては、該当品目に指定すべきである」との趣旨を述べられ、次のような付帯決議案を提出されました。すなわち「政府は、本法第一条の政令を定める場合においては、一定の基準を設け、これに該当する物資は通商協定等による特別の事情あるものを除き、必ずこれを指定するよう措置すること。なお、通商協定による特別の事情のあるものについて、一部の者に不当なる利益を与えざるよう適宜の措置を講ずること」というのであります。次いで河野委員から「外貨割当を受けている物資は、額の多少にかかわらず該当すると思われれるから、四品目に限らず、付帯決議にもあるよう追加指定すべきである」との趣旨の意見を述べられ、また海野委員からは「外貨割当に際しては、流通秩序に無用の混乱を生ぜしめることのないよう措置すべきである」との趣旨の意見を述べられて、それぞれ原案並びに付帯決議案に賛意を表せられました。

かくして討論を終り、採決をいたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。次次第であります。

最後に、高橋委員提出の付帯決議案も、全会一致をもって商工委員会の決議とすることに決定した次第であります。

以上をもちまして本法案の審査の経過と結果の報告を終わります。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。本案に

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、建設業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事石井桂君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」  
建設業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年四月二十四日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 松野鶴平殿

建設業法の一部を改正する法律案  
建設業法の一部を改正する法律案  
建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 建設工事の請負契約(第十八条―第二十五条)」を「第三章 建設工事の請負契約(第十八条―第二十五条)」を「第三章の二 建設工事の請負契約(第十八条―第二十五条)」に改定する。

第二十五条の二「建設業審議会」を「中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会」に、「第三十九条

条」を「第三十九条の二」に改める。  
第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とする。

第三章の次に次の一章を加える。  
第三章の二 建設工事の請負契約に関する紛争の処理

(建設工事紛争審査会の設置)  
第二十五条 建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2 建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争(以下「紛争」という。)につきあつせん、調停及び仲裁(以下「紛争処理」という。)を行う権限を有する。

3 審査会は、中央建設工事紛争審査会(以下「中央審査会」という。)及び都道府県建設工事紛争審査会(以下「都道府県審査会」という。)とし、中央審査会は、建設省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。

(審査会の組織)  
第二十五条の二 審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては建設大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。

3 中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。  
(委員の任期等)

第二十五条の三 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行

4 委員は、非常勤とする。  
(委員の欠格事項)  
第二十五条の四 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者  
又は破産者で復権を得ない者  
二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者  
(委員の解任)  
第二十五条の五 建設大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。  
二 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(会議及び議決)

第二十五条の六 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長又は第二十五条の二第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長が決する。

(特別委員)

第二十五条の七 紛争処理に参与させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、一年とする。

3 第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第四項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、特別委員について準用する。

4 この法律に規定するものは、特別委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県審査会の委員等の一般職に關する地方公務員たる性質)

第二十五条の八 都道府県審査会の委員及び特別委員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定の適用については、同法第三条第二項に規定する一般職に關する地方公務員とみなす。

(管轄)

第二十五条の九 中央審査会は、第二十五条の十五第二項に規定する

ものほか、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

一 当事者の双方が建設大臣の登録を受けた建設業者であるとき。

二 当事者の双方が建設業者であつて、登録をした行政庁を異にするとき。

三 当事者の一方のみが建設業者であつて、建設大臣の登録を受けたものであるとき。

2 都道府県審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

一 当事者の双方が当該都道府県の知事の登録を受けた建設業者であるとき。

二 当事者の一方のみが建設業者であつて、当該都道府県の知事の登録を受けたものであるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、当事者は、双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる。

(紛争処理の申請)

第二十五条の十 審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては建設大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を經由してこれをしなければならぬ。

(あつせん又は調停の開始)

第二十五条の十一 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号

の一に該当するときは、あつせん又は調停を行う。

一 当事者の双方又は一方から、審査会に対しあつせん又は調停の申請がなされたとき。

二 公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに関する紛争につき、審査会が職権に基づき、あつせん又は調停を行う必要があると決議したとき。

(あつせん)

第二十五条の十二 審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行う。

2 あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

(調停)

第二十五条の十三 審査会による調停は、三人の調停委員がこれを行う。

2 調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3 審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

4 審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

5 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならぬ。

(あつせん又は調停をしない場合)

第二十五条の十四 審査会は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適當でないとするとき、又は当事者が不当な目的のみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

(仲裁の開始)

第二十五条の十五 審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、仲裁を行う。

一 当事者の双方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

二 この法律による仲裁に付する旨の合意に基づき、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

2 中央審査会は、前項の規定により仲裁を行うほか、第二十五条の十九第一項の規定により異議の申立があつたときは、中央審査会に対し仲裁の申請があつたものとみなして、当該異議の申立に係る事件につき仲裁を行う。

(仲裁)

第二十五条の十六 審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

2 仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたとき

きは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。

3 仲裁委員のうち少くとも一人は、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定がある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)の規定を適用する。

第二十五条の十七 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に關する文書又は物件を提出させることができる。

(文書及び物件の提出)

第二十五条の十八 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に關係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実關係につき検査をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

(立入検査)

第二十五条の十九 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に關する文書又は物件を提出させることができる。

2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に關する申立人の主張を真実と認めることができる。

(立入検査)

第二十五条の十八 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に關係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実關係につき検査をすることができる。

2 審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

(立入検査)

第二十五条の十九 審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に關する文書又は物件を提出させることができる。

2 審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に關する申立人の主張を真実と認めることができる。



3 審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

(異議の申立)

第二十五条の十九 都道府県審査会の行った仲裁判断に対しては、当事者は、書面をもつて当該都道府県審査会に対し異議の申立をすることができ。

2 前項の規定による異議の申立は、当事者が仲裁判断の送達を受けた日から二週間以内に行わなければならない。

3 前項に規定する期間内に異議の申立があつたときは、第一項の仲裁判断は、その効力を失う。

4 第二項に規定する期間内に異議の申立がないときは、第一項の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。

5 都道府県審査会は、第一項の規定による異議の申立があつたときは、当該異議の申立の書面及び仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申立のあつた旨を相手方に対し通知しなければならない。

(調停又は仲裁の手續の非公開)

第二十五条の二十 審査会の進行調停又は仲裁の手續は、公開しない。ただし、審査会は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

(紛争処理の手續に要する費用)

第二十五条の二十一 紛争処理の手續に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定めをしないときは、各自これを負担する。

2 審査会は、当事者の申立に係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させるものとする。

3 審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、前項の行為をしないことができる。

(申請手数料)

第二十五条の二十二 紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。

2 前項の規定による申請手数料は、紛争処理を中央審査会が行う場合においては国の収入とし、都道府県審査会が行う場合においては当該都道府県の収入とする。

(紛争処理状況の報告)

第二十五条の二十三 中央審査会は、建設大臣に対し、都道府県審査会は、当該都道府県知事に対し、建設省令の定めるところにより、紛争処理の状況について報告しなければならない。

(政令への委任)

第二十五条の二十四 この章に規定するもののほか、紛争処理の手續

及びこれに要する費用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項及び第二十九条中「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会にはかつて、」を削る。

「第六章 建設業審議会を」第六中「中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会」に改める。

第三十三条 次のように改める。  
(中央建設業審議会の設置及び目的)  
第三十三条 他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設大臣の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、建設省に、中央建設業審議会を設置する。

第三十四条第一項中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改める。  
第三十五条の見出しを「(中央建設業審議会の組織)」に改め、同条第一項中「委員二十五人以内」を「委員三十人以内」に改め、「都道府県建設業審議会」を「委員二十人以内をもつて、」を削り、同条第二項中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改め、「中央建設業審議会」にあつては、」を削り、「都道府県建設業審議会」にあつては、都道府県知事が建設大臣の承認を得て、命じ、又は委嘱する。」を「任命する。」に改め、同条第三項中「命じ、又は委嘱する」を「任命する」に改める。

第三十六条 次のように改める。  
(準用規定)  
第三十六条 第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二

十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。

この場合において、第二十五条の三第一項又は第二項中「委員」とあるのは、「関係各庁の職員のうちから任命された委員を除く他の委員」と読み替へるものとする。

第三十七條 次のように改める。  
第三十七條 削除  
第三十八條の見出しを「(中央建設業審議会の会長)」に改め、同条第一項中「及び都道府県建設業審議会」及び「各々」を削る。

第三十九條中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改める。  
第六章中第三十九條の次に次の一条を加える。  
(都道府県建設業審議会)  
第三十九條の二 都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重

要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。

2 都道府県建設業審議会に関し必要な事項は、条例で定める。  
第四十四条中「第二十四条第二項及び」を削る。  
第四十九條第二号中「第二十四条第二項」を「第二十五条の十三第三項」に改める。

中央建設業審議会	建設大臣の諮問に依りて建設業に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基く権限を行うこと。
中央建設業審議会	建設大臣の諮問に依りて建設業に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基く権限を行うこと。
中央建設業審議会	建設大臣の諮問に依りて建設業に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基く権限を行うこと。
中央建設業審議会	建設大臣の諮問に依りて建設業に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基く権限を行うこと。

第十條第一項の表中  
中央建設業審議会  
建設大臣の諮問に依りて建設業に關する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他建設業法(昭和二十四年法律第百号)に基く権限を行うこと。

要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。  
2 都道府県建設業審議会に関し必要な事項は、条例で定める。  
第四十四条中「第二十四条第二項及び」を削る。  
第四十九條第二号中「第二十四条第二項」を「第二十五条の十三第三項」に改める。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(建設省設置法の改正)  
2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

昭和三十一年五月二十五日 参議院會議録第五十三号 建設業法の一部を改正する法律案

〔石井桂君登壇、拍手〕  
○石井桂君 たいだいま議題となりまし  
た建設業法の一部を改正する法律案に  
つきまして、建設委員会における審議  
の経過並びに結果を御報告いたしま  
す。

建設業法は、建設工事の適正な施行  
の確保と建設業の健全な発達に資する  
ことを目的として、昭和二十四年に制  
定されたものであります。建設工事の  
請負契約に関する紛争は、昭和二十五  
年から三十年までの六年間に合計一千  
三百八十一件の多数があり、これらの  
処理につきましては、同法第二十四条  
の規定により、建設業審議会が解決の  
あつせんに當つてきたのであります  
が、審議会のあつせんの方法のみでは  
紛争処理におのずから限度があり、未  
解決またはせん延等の事態を生じてき  
ておりますので、これに対処する措置  
として、新たに紛争処理機関を設置  
し、紛争を適正かつ迅速に処理しよう  
とするのが本改正案の趣旨でありま  
す。

その内容を申し上げますと、改正の  
第一は、建設工事の請負契約に関する  
紛争の処理に関して新たに一章を設け  
規定したことであり、その内容を  
簡単に説明いたしますと、まず、建設工  
事紛争審議会を設け、あつせん、調停  
及び仲裁を行う権限を持つ機関とし、  
中央審査会を建設省に、都道府県審査  
会を都道府県に置くことにしたもので  
あります。審査会の委員は十五名以内  
とし、建設大臣または都道府県知事に  
より任命せられ、その任期は二年であ

ります。また審査会には、紛争処理に参  
与させるために、別に任期一年の特別  
委員を置くことができることになつて  
おります。あつせんまたは調停は、当  
事者の双方または一方から、それらの  
申請が行われたとき、または公共性の  
ある施設または工作物にかかる紛争  
で、審査会が職権によつて必要と認め  
たときに開始されることになつており  
ます。次に、仲裁は当事者双方から申  
請が行われたとき、または当事者の合  
意によつて、その一方から仲裁の申請  
が行われたときに開始されることにな  
つております。仲裁については、民  
事訴訟法の適用により確定判決と同一  
の効力を有することになつておりま  
す。仲裁委員は三名とし、委員または  
特別委員のうちから当事者の合意に  
よつて選定せられるのでありまして、  
少くとも一人は弁護士となる資格のあ  
る者としたしております。また、都道  
府県審査会の行なつた仲裁判断に対  
し、不服のある者は異議申立を行なつ  
て、中央審査会による仲裁を受けるこ  
とができることとしたしております。  
なお、紛争処理の手續に要する費用は、  
原則として当事者各自の負担と定めて  
おります。

改正の第二点は、都道府県審査会の  
設置に伴い、従来都道府県の建設業審  
議会の行なつてきた事務の重要部分が  
審査会に移管されますので、都道府県  
建設業審議会は、都道府県の条例によ  
り設置される任意機関とするにとり  
なす。審査会の規定について所要の改正  
を行なつたものでございます。

本法案は、四月二十四日、本委員会  
に付託せられ、自來慎重審議を重ねた  
のであります。質疑のおもなる点  
は、紛争処理の手續、手数料及び建設  
業審議会の運営等に関するものであり  
ました。なかんずく、「紛争を未然に  
防止するため、まず請負契約約款の完  
全履行をはかるべきではないか」との  
質問に対しましては、建設大臣から、  
「そのようにする方針である」との答弁  
がございました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな  
ければ、これより本案の採決をいたし  
ます。

本案全部を問題に供します。本案に  
賛成の諸君の起立を求めます。本案に  
賛成者起立

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め  
ます。よつて本案は、全会一致をもつ  
て可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了い  
たしました。次会の議事日程は、決定  
次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。  
午後一時五十二分散会

○本日の会議に付した案件  
一、日程第一 千九百五十五年五  
月三十一日に東京で署名された  
農産物に関する日本国とアメリカ  
合衆国との間の協定第三条を

改正する議定書の締結について  
承認を求めるの件  
一、日程第二 農産物に関する日  
本国とアメリカ合衆国との間の  
協定の締結について承認を求め  
るの件  
一、日程第三 会計法の一部を改  
正する法律案  
一、日程第四 特定物資輸入臨時  
措置法案  
一、日程第五 建設業法の一部を  
改正する法律案

出席者は左の通り。  
議長 松野 鶴平君  
副議長 寺尾 豊君

- 議員  
上林 忠次君 河井 彌八君  
梶原 茂嘉君 山川 良一君  
森田 義衛君 村上 義一君  
宮城タマヨ君 八木 秀次君  
廣瀬 久忠君 中山 福藏君  
豊田 雅孝君 土田国太郎君  
田村 文吉君 竹下 豊次君  
高橋 道男君 島村 軍次君  
佐藤 尚武君 河野 謙三君  
小林 武治君 後藤 文夫君  
加藤 正人君 伊能繁次郎君  
武藤 常介君 西岡 ハル君  
伊能 芳雄君 小澤久太郎君  
青柳 秀夫君 佐藤清一郎君  
有馬 英二君 滝井治三郎君  
関根 久藏君 白川 一雄君  
菊田 七平君 中川 幸平君  
橋原 亨君 上原 正吉君  
大矢半次郎君 藤野 繁雄君

- 木島 虎藏君 西川甚五郎君  
宮田 重文君 谷口弥三郎君  
三浦 義男君 左藤 義詮君  
石原幹市郎君 中川 以良君  
中山 壽彦君 鶴見 祐輔君  
青木 一男君 野村吉三郎君  
津島 壽一君 大野木秀次郎君  
佐野 廣君 宮澤 喜一君  
大谷 賛雄君 石井 桂君  
雨森 常夫君 平林 太一君  
西川弥平治君 白井 勇君  
横山 フク君 高橋 衛君  
深川タマエ君 長島 銀藏君  
寺本 廣作君 小瀧 彬君  
青山 正一君 紅露 みつ君  
劍木 亨弘君 高野 一夫君  
横川 信夫君 松岡 平市君  
長谷山行毅君 野本 品吉君  
平井 太郎君 川村 松助君  
堀 末治君 西郷吉之助君  
笹森 順造君 黒川 武雄君  
小林 英三君 一松 定吉君  
木村篤太郎君 高田なほ子君  
久保 等君 清澤 俊英君  
山本 経勝君 加藤シヅエ君  
安部キミ子君 河合 義一君  
三輪 貞治君 三木與吉郎君  
新谷寅三郎君 上條 愛一君  
鳥津 忠彦君 阿崎 眞一君  
重政 庸徳君 東 隆君  
三橋八次郎君 小笠原三男君  
入交 太蔵君 小柳 牧衛君  
川口爲之助君 平林 剛君  
竹中 勝男君 赤松 常子君  
木内 四郎君 深水 六郎君

参議院會議録第五十号正誤

頁段行 誤 正

最低貸金法 最低貸金法

古池 倍三君	岩沢 忠恭君
山下 義信君	山田 節男君
藤原 道子君	井上 知治君
栗山 良夫君	村尾 重雄君
佐多 忠隆君	須藤 五郎君
石川 清一君	成瀬 幡治君
若木 勝藏君	江田 三郎君
亀田 得治君	矢嶋 三義君
菊川 孝夫君	片岡 文重君
重盛 壽治君	吉田 法晴君
大和 与一君	加瀬 完君
藤田 進君	湯山 勇君
千葉 信君	近藤 信一君
大倉 精一君	永岡 光治君
阿具根 登君	天田 勝正君
松浦 清一君	羽生 三七君
松澤 兼人君	中田 吉雄君
森下 政一君	岡田 宗司君
小酒井義男君	戸叶 武君
三木 治朗君	
國務大臣	
外務大臣 重光 葵君	
通商産業大臣 石橋 湛山君	
建設大臣 馬場 元治君	
政府委員	
外務大臣官房長 島津 久大君	
大藏政務次官 山手 満男君	

昭和三十一年五月二十五日 参議院會議録第五十三号

昭和三十一年五月二十五日 参議院會議録第五十三号

明治三十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部

十五円

配送料別

発行所

東京都新宿区市台本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段四三二番